

令和元年度

学校いじめ防止基本方針

学校法人舘田学園
五所川原第一高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案が増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を断とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な発達及び人格の形成に深刻な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は基本理念である「明朗、協調、進取」の校訓のもとに、生徒一人ひとりの可能性を尊重し、人格の陶冶、円満なる人間の育成に努めるべく、生徒が意欲的に充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは人として絶対に許されることではない」という認識
- ② 「いじめを受けた生徒の安全・安心の保証を最優先する」という認識
- ③ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識
- ④ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。この周囲の生徒の捉え方により、いじめを増長させたり、逆に抑止したりという作用を生む。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）

- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側につこうとする）
- ・価値観の相違（自分と異なる考えを持つ者を受け入れず排除しようとする）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけようとする）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復しようとする）
- ・欲求不満（いらいらを晴らそうとする）

（４）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたり命令されたりする
- ・仲間はずれ、陰口、集団による無視をされる
- ・わざと体をぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・使い走りをさせられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォンのメールやSNS利用で、誹謗中傷や噂を流される。個人的な画像や情報をアップロードする等

3 いじめ防止の校内体制について

（１）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙１の通りとする。

（２）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを別紙２の通りとする。

4 いじめの未然防止について

いじめ問題への対策では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが最も重要である。すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う。学校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことで最も合理的で最も有効な対策となる。

（１）学業指導の充実

- ・「わかる」授業の実践によりすべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ・授業を担当するすべての教員が公開授業を実施し、互いの授業を参観
- ・各教科で「協調学習」や「グループワークトレーニング」「エンカウンター」などの手法を用いた授業
- ・生徒理解調査としてアセスの実施（年２回）
- ・定期的な情報交換会の実施

（２）特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実
- ・インターンシップの実施（2年次）
- ・地域の祭りへの参加や講演会等の実施
- ・JUMPチームの主体的な活動

（3）教育相談の充実

- ・生徒指導部による定期的なアンケート調査
- ・ホームルーム担任と生徒の定期的な面談（二者面談）
- ・保健部・生徒指導部・特別支援教育室の連携

（4）情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・情報モラルに関する講演会等の実施（生徒・保護者対象）

（5）保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
（PTA新聞、ホームルーム・学年通信、保健だより、学校ホームページなどを活用）
- ・登校時一声運動・マナーアップ運動の実施
- ・地域の祭りやボランティア活動への積極的参加

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することが重要である。

（1）いじめの発見

- ・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- ・いじめ発見につながる契機として、今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきた活動等に意識を向け、活用していくことが大切である。

（2）いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

①いじめられている生徒のサイン

（登校時・朝のSHR）

- ・遅刻・欠席が増え、その理由を明確に言わない。
- ・教員と視線が合わず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れてたり、提出期限に遅れたりする。
- ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

（授業中）

- ・保健室・トイレに頻繁に行くようになる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・机の周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる席に着いている。
- ・教科書・ノート等に汚れがある。
- ・唐突に特定の個人名が発せられることがある。
- ・発言すると周囲から冷やかされる。
- ・グループ編成のときに孤立しがちになる。

(休み時間等)

- ・弁当にいたずらをされる。
- ・昼食を一人で食べている。
- ・クラスに居場所がない。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけ合っているが表情がさえない。
- ・わざとらしくはしゃぐ、にやにやしている。
- ・いつも周囲の行動を気にし、目立たないようにしている。
- ・衣服にひどい汚れや破損が見られる。
- ・一人で清掃したり、皆が嫌がる箇所を清掃したりしている。
- ・悪口を言われても、言い返さず、愛想笑いをする。

(放課後等)

- ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ・持ち物が頻繁になくなる。持ち物、ロッカー、机などに落書きなどいたずらされる。
- ・一人で部活動の準備や片付けをしている。
- ・部活動を休みがちになり、辞めると言い出す。

②いじめている生徒・集団のサイン

- ・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・集団に教員が近づくと、不自然に分散する。
- ・自己中心的な言動をするボスの存在の生徒がいる。
- ・自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある。
- ・些細なことで他者を冷やかすグループがある。
- ・授業中、教員に見えないように消しゴムなどを投げている。

(3) 教室・家庭でのサイン

- ・教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やし、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなどし、生じているサインを見逃さないようにする。
- ・家庭でも多くのサインを出している。子どもの言動を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。サインが見られたら学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

①教室でのサイン

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具や教科書等の貸し借りが多い。
- ・掲示物の破損や、黒板等への落書きが見られる。
- ・机や椅子、教材の整理が乱雑になっている。

②家庭でのサイン

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ・朝、なかなか起きてこなくなり、学校に行きたくないと言う。
- ・電話に出たがらず、友人からの誘いを拒絶する。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話の着信音におびえたりする。
- ・不審な電話やメールが送信されたり、大量のメールが送信されたりする。
- ・交友関係が急に変わる。
- ・部屋に閉じこり、家から出たがらない。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・朝、登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振や不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が急激に下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクしている。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知（生徒指導部・保健部）
- ・二者面談の定期的実施（ホームルーム担任）

(5) 定期的調査の実施

- ・アンケートの実施（生徒指導部）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ（各学年・ホームルーム担任）

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の手順と対処

- ・いじめと判断される行為を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・いじめ行為の関係者から速やかに事実関係の把握を行うとともにホームルーム担任、学年主任、生徒指導部に連絡し、管理職に報告する。
- ・被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への助言については、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導が大事である。

②いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的な支援をすることが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の解決目標や対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

③いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・将来の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を持てるよう指導することが大切である。

- ・いじめの場面を見ているだけでも、いじめを容認していることになることや制止することが人間としてあるべき姿であることを指導する。
- ・自分の問題として捉えさせ、相手を思いやる気持ちを持たせる。
- ・好ましい人間関係や、好ましくない人間関係について考えさせる。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- ・当事者だけでなく、学級、学年、学校全体としての継続した指導を行う。

(3) 保護者への対応

①いじめられた生徒の保護者に対して

相談された場合は、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも

安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く姿勢を大切にする。
- ・保護者が感じている苦痛に対して真摯に向き合い理解を示す。
- ・親子間でしっかりコミュニケーションを持ってもらえるよう呼びかける。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こり得ること、誰もが加害者になり得ること等を認識してもらう。
- ・当該生徒や保護者の心情にも配慮する。
- ・問題が解決するよう教員としてサポートしていくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調節が必要な場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感などを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることがある。
- ・関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①青森県総務部総務学事課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について相談・調整する。

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は直ちに所轄の警察署に連絡する。
- ・犯罪等の違法行為がある場合は早期に所轄の警察署に相談し、対応する。

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握など児童相談所、民生・児童委員等の協力を得る。

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言の協力を得る。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を用いた特定の生徒への誹謗中傷を、不特定多数が閲覧できる掲示板等にアップロードすることや、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶めようとする行為。また、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、刑法上の犯罪行為にあたる。

(2) ネットいじめの予防

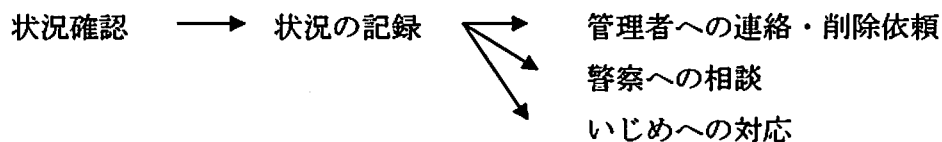
- ①保護者への啓発（フィルタリングの利用・家庭内のルール作り・保護者の見守り）
- ②情報教育の充実

（「教科情報」における情報モラル教育の充実・ネット社会についての講話「防犯」の実施）

（3）ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握（被害者・閲覧者からの訴え、ネットパトロール）

② 不当な書き込みへの対処手順



8 重大事態への対応（別紙3）

（1）重大事態とは

① 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症したと考えられる場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

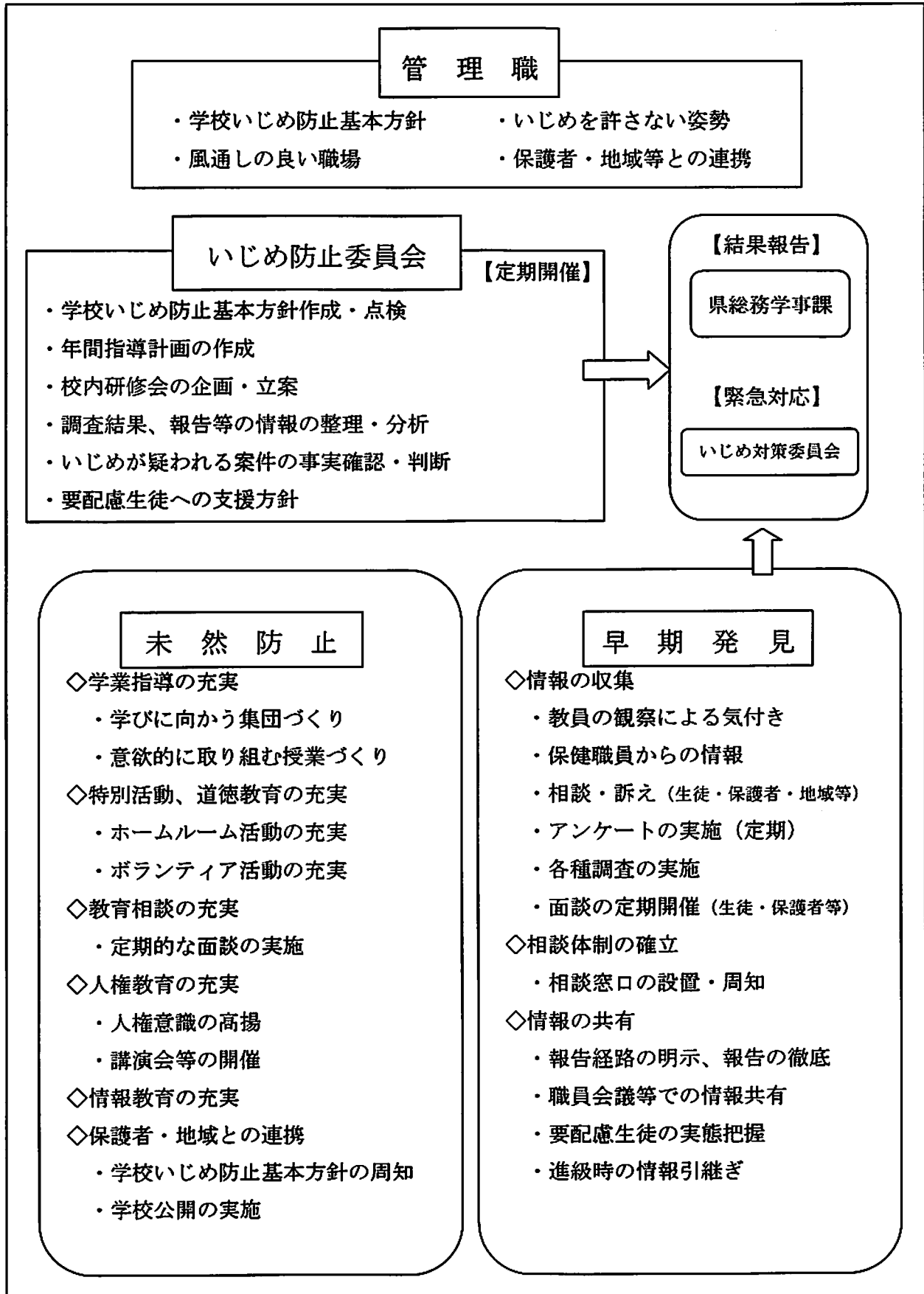
- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

（2）重大事態時の報告・調査協力

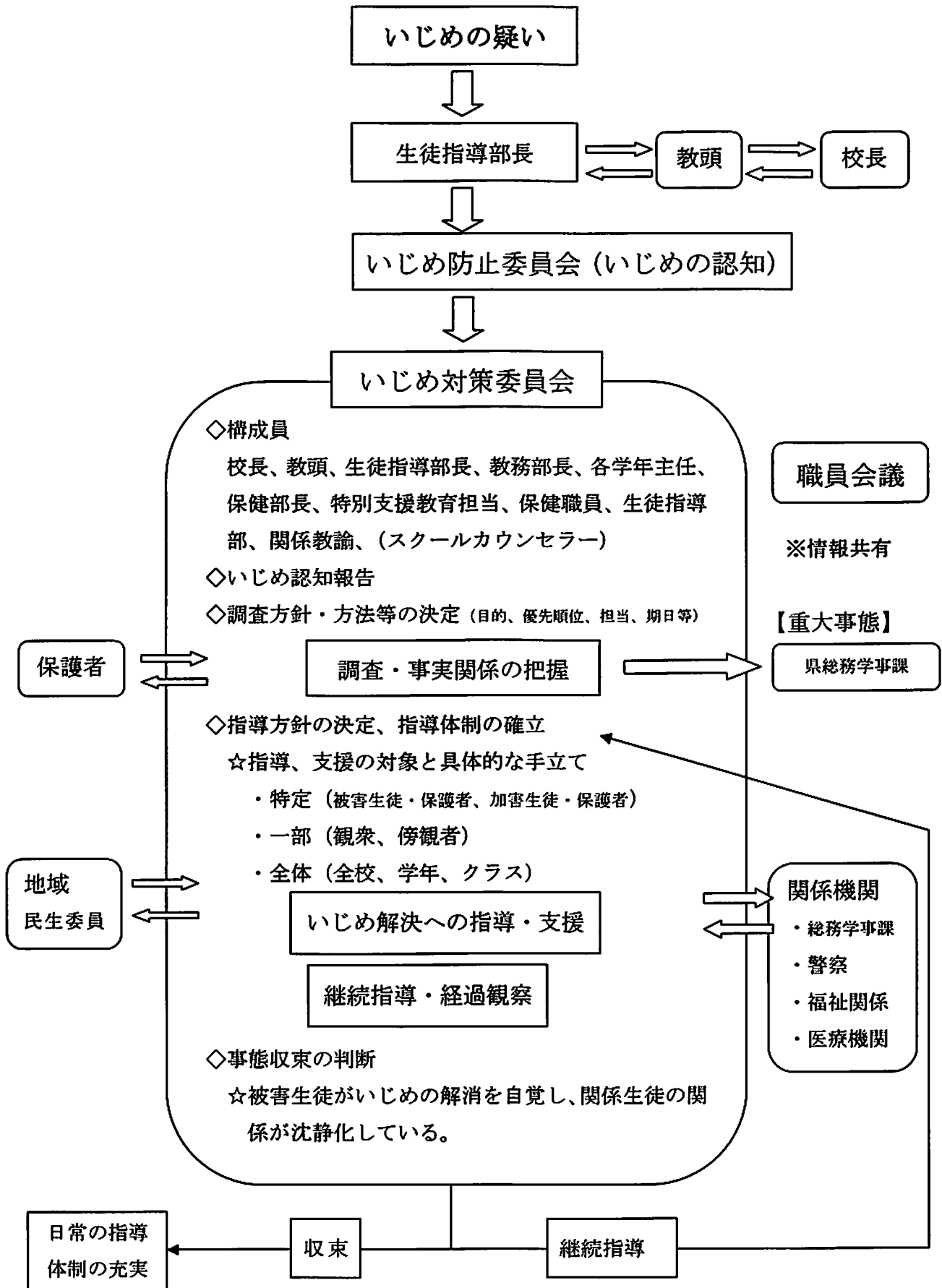
学校が重大事態と判断した場合、県総務学事課に報告するとともに、調査に協力する。

この方針は令和元年12月より改定施行する

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を学校設置者へ報告

重大事態への発生

- 学校設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に連絡）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者（理事長）が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※「いじめ防止委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も考えられる。

●調査組織（いじめ対策委員会）で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校設置者に報告（※設置者から地公共団体の長等に報告）

- ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

関係機関を調査主体とした場合（県総務学事課、警察署、福祉関係、医療機関）

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力